

飯塚市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年9月3日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第6号

飯塚市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市公民館条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第31号)を次のように改正する。



	カラオケ装置	1式	550円		シーリングライ ト	1台	550円
	CDラジオ	1台	230円		センターピンス ポットライト	1台	1,100円
	ワイヤレスマイ ク(ハンド型)	1本	550円		スポットライト (学習室401)	1台	150円
	ワイヤレスマイ ク(タイピン型)	1本	550円		スポットライト (展示ホール)	1台	60円
	有線マイク	1本	150円	楽 器	ピアノ	1台	2,750円
	拡声セット装置 (マイク1本付)	1式	550円	そ の 他	展示パネル(吊 下式)	片面	50円
映 像	携帯型プロジェ クター	1式	1,100円		展示パネル(移 動式)	1台	100円
					持込電気器具	1kw	220円

	100インチビデ オプロジェクタ ー	1台	1,100円		シーリングライ ト	1台	550円
	音響ワゴンA	1式	1,650円		センターピンス ポットライト	1台	1,100円
	カラオケ装置	1式	550円		スポットライト (500W)	1台	150円
	液晶ビデオ映写 機(VTR)	1式	1,100円		スポットライト (85W)	1台	60円
	OHP	1台	550円	楽 器	ピアノ	1台	2,750円
	16mmクセノン映 写機	1台	1,100円	そ の 他	展示パネル(吊 下式)	片面	50円
	クセノンスライ ド映写機	1台	550円		展示パネル(移 動式)	1台	100円
	VTR(モニターテ レビ含む。)	1式	550円		持込電気器具	1kw	220円
	ワイヤレスマイ ク(ハンド型)	1本	550円				
	ワイヤレスマイ	1本	550円				

備考

1～3 (略)

別表第2(第9条関係)

冷暖房設備使用料(中央公民館)

室名	冷暖房料(1時間 当たり)	室名	冷暖房料(1時間 当たり)
<a href="#">学習室202</a>	<a href="#">220円</a>	<a href="#">和室312</a>	<a href="#">170円</a>
<a href="#">展示ホール</a>	<a href="#">1,240円</a>	<a href="#">和室313</a>	<a href="#">500円</a>
<a href="#">工芸工作室</a>	<a href="#">490円</a>	<a href="#">和室314</a>	<a href="#">500円</a>
<a href="#">学習室301</a>	<a href="#">390円</a>	<a href="#">セミナー室</a>	<a href="#">930円</a>
<a href="#">学習室302</a>	<a href="#">370円</a>	<a href="#">調理実習室</a>	<a href="#">820円</a>
<a href="#">学習室303</a>	<a href="#">500円</a>	<a href="#">軽運動室</a>	<a href="#">1,020円</a>
<a href="#">学習室304</a>	<a href="#">220円</a>	<a href="#">学習室401</a>	<a href="#">1,830円</a>

[ク\(タイピン型\)](#)

[ダイナミックマイク](#)1本

[150円](#)

[イク](#)

[拡声セット装置](#)1式

[550円](#)

[\(マイク1本付\)](#)

[テレビワゴン\(01式](#)

[1,100円](#)

[HCを含む。\)](#)

備考

1～3 (略)

別表第2(第9条関係)

冷暖房設備使用料(中央公民館)

室名	冷暖房料(1時間当 たり)	室名	冷暖房料(1時間 当たり)
<a href="#">学習室202</a>	<a href="#">220円</a>	<a href="#">和室312</a>	<a href="#">170円</a>
<a href="#">展示ホール</a>	<a href="#">1,240円</a>	<a href="#">和室313</a>	<a href="#">500円</a>
<a href="#">特別室</a>	<a href="#">220円</a>	<a href="#">和室314</a>	<a href="#">500円</a>
<a href="#">工芸工作室</a>	<a href="#">490円</a>	<a href="#">セミナー室</a>	<a href="#">930円</a>
<a href="#">学習室301</a>	<a href="#">390円</a>	<a href="#">調理実習室</a>	<a href="#">820円</a>
<a href="#">学習室302</a>	<a href="#">370円</a>	<a href="#">学習室401</a>	<a href="#">1,830円</a>
<a href="#">学習室303</a>	<a href="#">500円</a>	<a href="#">音楽室</a>	<a href="#">1,150円</a>

<a href="#">学習室305</a>	<a href="#">290円</a>	<a href="#">音楽室</a>	<a href="#">1,150円</a>	<a href="#">学習室304</a>	<a href="#">220円</a>	<a href="#">控室1</a>	<a href="#">100円</a>
<a href="#">学習室306</a>	<a href="#">220円</a>	<a href="#">控室</a>	<a href="#">100円</a>	<a href="#">学習室305</a>	<a href="#">290円</a>	<a href="#">控室2</a>	<a href="#">100円</a>
<a href="#">和室311</a>	<a href="#">160円</a>			<a href="#">和室311</a>	<a href="#">160円</a>		
備考 1・2 (略)				備考 1・2 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の利用に係る申請その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。